

緑の基本計画（１）

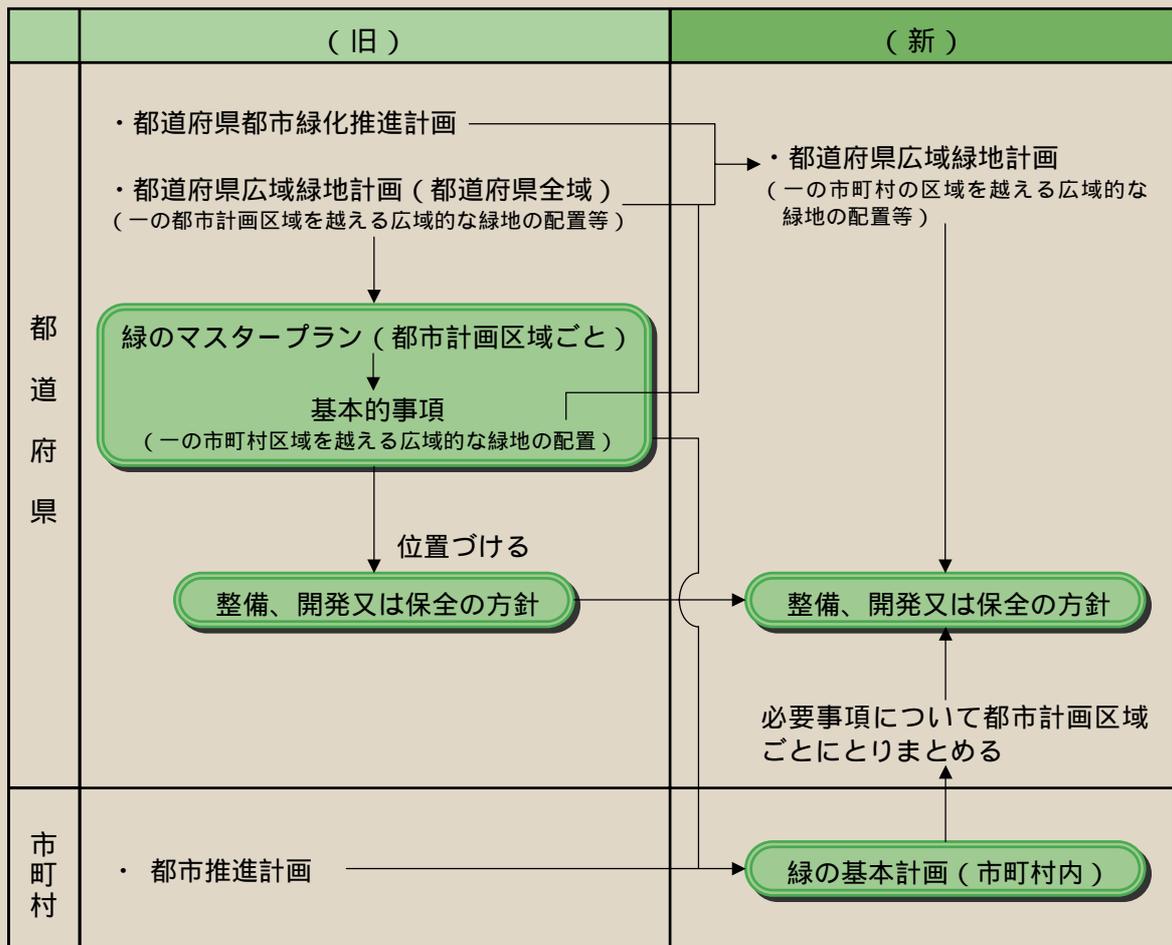
計画の目的

平成6年6月の都市緑地保全法の一部改正により、住民に最も身近な地方自治体である市町村が策定主体となり、地域の実情にも十分配慮し、自主性をもって総合的な緑に関するマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を新たに作成することが創出された。

本計画では、各市町村において緑地の保全と緑化の推進を総合的に実施し、生活の豊かさを実感できる緑にあふれた都市の形成に向けて、創意工夫を活かしつつ、緑の基本計画の策定を積極的に推進することを目的とする。

緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画との関係

緑の基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に講じることが目的とする計画であり、これまでの緑のマスタープランと都市緑化推進計画の両者を総合化した内容と捉えることができる。



 : 法律事項

緑の基本計画（2）

構成（案）

1. 計画書の構成
 - 1) 緑地の保全及び緑化の目標
 - 2) 緑地の配置の方針
 - 3) 緑地の保全及び緑化推進のための施策
 - 4) 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
 - 5) 緑化の推進を重点的に図るべき地区における緑化の推進に関する事項
2. 計画図面の構成
 - 1) 緑地等の配置図
 - 2) 実現のための施策の方針図
 - 3) 4 ha 以上の都市公園等配置計画図
 - 4) 新旧対象図（参考図）
 - 5) 緑の将来像図（参考図）

緑の基本計画作成フロー

